

特定事業所加算要件（他法人との事例検討会・研修会等の実施）について

特定事業所加算要件について

(1) 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)

・・・他法人が運営する居宅介護支援事業者との事例検討会・研修会等の実施。

[老企第36号 第3の11]

「特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあることから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していかなければならない。」

⇒ **居宅介護支援事業所自らが企画、実施等を行うことが原則。**

(2) 武蔵野市地区別ケース検討会における事例検討会との整理

地区別ケース検討会は武蔵野市における「地域ケア会議推進事業」における日常圏域レベルの地域ケア会議に位置付けられており、武蔵野市在宅介護・地域包括支援センターが開催し、事例検討のスーパーバイズを居宅介護支援事業所と連携して実施している。

⇒ 平成30、31（令和元）年度において、地区別ケース検討会の事例検討会は、他の法人2以上で企画・準備・報告までの一連の業務を行い、自ら参画していることが認められれば加算要件に該当することとしていた。

- ・地区別ケース検討会は本市では地域ケア会議として位置づけており、在宅介護・地域包括支援センターが主催するものであること。
- ・地区別ケース検討会以外に、特定事業所加算の要件を満たす、他法人との研修会等を計画・実施している居宅介護支援事業所があること。

⇒ 上記2点をふまえ要件の内容を整理し、令和2年度以降については、以下のとおりとする。

「地区別ケース検討会の事例検討会は、特定事業所加算の要件には含まず、別途、他の法人2以上での事例検討会、研修会等についての計画を定め、実施すること」。

~~(3) 研修計画書の提出について~~~~[老企第36号 第3の11]~~

令和3年度分から提出不要となりました（作成・保管は必要）。

~~「事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。」~~~~⇒ 年度末までに、次年度の計画書（他の法人2以上で参画しているもの）を提出~~~~⇒ 令和2年度計画書等の提出締切…3月23日（月）。~~

問合せ
武蔵野市高齢者支援課介護サービス担当
TEL 0422-60-1925 FAX 0422-51-9218